

外来医療計画の策定について

1 策定趣旨

- 外来医療については、無床診療所の開設状況が都市部に偏っており、また、医療機関の連携の取組が自主的な取組に委ねられていること等の状況。
- 今般の医師確保計画の策定に係る医師偏在指標の設定に伴い、地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の客観的な把握も可能となることを受け、この情報を可視化して新規開業者へ提供することで、個々の医師の行動変容を促し、偏在是正を推進。
- さらに、地域における救急医療体制の構築，グループ診療の推進，医療設備・機器等の共同利用等の機能分化・連携の方針等について協議を行い地域ごとに方針を決定。



- ・ 医療法に規定する医療計画に定める事項として「外来医療に係る医師提供体制の確保に関する事項」を追加（第30条の4第2項第10項）
- ・ 外来医療に関する協議は二次医療圏単位で行い、医療計画に盛り込む。

(医療計画への位置づけ（医療計画への盛り込み方）)

<p>第7次茨城県保健医療計画（2018年～2023年の6か年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各論 第1章 県民の命を守る地域医療の充実 第2節 医療体制の確立 <li style="padding-left: 20px;"><u>追加</u> 1.2 外来医療

2 外来医療計画に盛り込む事項

協議事項	(参考) 関係課
<p>(1) 外来医療機能に関する情報の可視化，新規開業者等への情報提供 <u>二次医療圏ごとの外来医師偏在指標を用いて外来医師多数区域を設定。</u>また、可視化された情報を新規開業者等に提供し、外来医師多数区域においては、不足する医療機能を担うよう要請。 (※現時点では本県内には外来医師多数区域なし)</p>	医療人材課 医療政策課
<p>(2) 現時点で不足している外来医療機能に関する検討 ① <u>夜間や休日等における地域の初期救急医療の提供体制</u> ② <u>在宅医療の提供体制</u> 等 <検討内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外来医療提供体制の現状と将来目指すべき姿の認識共有 ・ 外来医療提供体制の対策を実施する上での課題の抽出 ・ 地域での機能分化，連携等の方策について議論 ・ 地域医療介護総合確保基金を活用した具体的な事業 	①医療政策課 ②健康・地域ケア推進課
<p>(3) 医療機器の効率的な活用に係る計画の策定 <u>地域の医療ニーズを踏まえた地域ごとの医療機器の配置状況を可視化する指標を作成し、地図情報として可視化して新規購入希望者に情報提供。</u>また、<u>共同利用の方針・共同利用計画を策定。</u> <盛り込む事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機器の配置状況に関する指標 ・ 医療機器の保有状況等に関する情報 ・ 共同利用の方針 ・ 共同利用計画の記載事項とチェックのためのプロセス 	保健所

3 計画の検討・策定体制，スケジュール

- 現時点で不足している外来医療に関する検討（上記2(2)に関すること。）及び医療機器の効率的な活用に係る計画の策定（上記2(3)に関すること。）は、保健所が関係課と連携しながら、地域医療構想調整会議において協議を行い、結果を素案として取りまとめる。
- 外来医療機能に関する情報の可視化，新規開業者等への情報提供(上記2(1)に関すること。)に係る素案の作成及び外来医療計画全体の取りまとめは，医療政策課が行う。

(主なスケジュール)

時期	内容
令和元年 7月	・国が外来医師偏在指標等を確定 → 二次医療圏ごとの外来医師多数区域及び医療機器の配置状況に関する指標が確定。
～10月	・外来医療計画に盛り込む事項の素案取りまとめ。 → 保健所で取りまとめた素案は医療政策課へ提出。（提出期限：10月末日）
11月	・外来医療計画素案を取りまとめ。
12月	・知事業務報告
令和2年 1月	・医療審議会（保健医療計画部会） ・パブリックコメント，市町村等からの意見聴取（1月末～2月末）
3月	・医療審議会（保健医療計画部会） ・決定・公表

4 検討の進め方^{※1}（例）

- (1) 現時点で不足している外来医療に関する検討^{※2}（上記2(2)に関すること。）
 - ① 外来医療に係る医療提供体制の現状把握と将来目指すべき姿の認識の共有
 - 外来診療や医療資源に関する情報から現状を把握し，外来医療のあるべき姿の認識を共有。
 - ② 課題の抽出
 - 把握した現状を踏まえ地域で不足する外来医療機能等を抽出。
 - ③ 方策等の検討
 - 課題を解決するための方策（具体的な医療機能への参加，連携のあり方等）及び方策実現のための事業を検討。
- (2) 医療機器の効率的な活用に係る計画の策定（上記2(3)に関すること。）
 - ① 医療機器の配置状況に関する指標及び医療機器の保有状況等に関する情報
 - 医療機器の配置状況に関する指標，医療機器の保有状況等に関する情報を整理。
 - 上記以外に必要な情報（医療機器の耐用年数や老朽化の状況等）を把握。
 - ② 共同利用の方針
 - 医療機器の項目ごとに共同利用の方針を協議し，取りまとめる。
 - ③ 共同利用計画の記載事項とチェックのためのプロセス
 - 共同利用計画に記載する事項及びそのプロセスについて協議し，取りまとめる。

<共同利用計画に記載する事項>

 - ・ 共同利用の相手方となる医療機関
 - ・ 共同利用の対象とする医療機関
 - ・ 保守，整備等の実施に関する方針
 - ・ 画像情報及び画像診断情報の提供に関する方針（画像撮影等の検査機器の場合）等

<チェックのためのプロセスに盛り込む内容>

 - ・ 地域医療構想調整会議において，医療機関が策定した具体的な共同利用計画を確認・協議及び共同利用を行わない場合の理由について確認を行うこと。
 - ・ 地域医療構想調整会議において協議した結果を公表すること。等

※1 「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」（厚生労働省策定）を踏まえ保健所において素案の取りまとめを行う際の例として，医療政策課が作成した。

※2 初期救急医療及び在宅医療に関する提供体制については，全ての二次医療圏で検討を行うこととし，必要に応じてその他の外来医療機能についても検討。